

第 84 号 議 案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 9 月 9 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 1 条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年長崎県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第 2 条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対し賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について賠償責任を免れるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第 2 条 知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対し賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について賠償責任を免れるものとする。</p>

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から法第243条の2の8第1項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は在宅勤務等手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア～エ 略

(2) 地方警務官 国から知事等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は在宅勤務等手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令第173条の4第1項第2号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア及びイ 略

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から法第243条の2の7第1項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は在宅勤務等手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア～エ 略

(2) 地方警務官 国から知事等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は在宅勤務等手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令第173条第1項第2号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア及びイ 略

（長崎県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 長崎県流域下水道事業の設置等に関する条例（令和元年長崎県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により、流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により、流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

（長崎県営交通事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 長崎県営交通事業の設置等に関する条例（昭和41年長崎県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により交通事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により交通事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

（長崎県監査委員条例の一部改正）

第4条 長崎県監査委員条例（昭和39年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（請求又は要求による監査の着手）</p> <p>第5条 法第75条第1項、第98条第2項及び第242条第1項の規定による請求に基づく監査並びに第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求を受けた日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（請求又は要求による監査の着手）</p> <p>第5条 法第75条第1項、第98条第2項及び第242条第1項の規定による請求に基づく監査並びに第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求を受けた日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第1条中知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第2条第1号の改正規定（「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める部分に限る。）及び第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）等の公布に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。